

# 船舶事故調査報告書

令和2年6月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成31年2月11日 11時10分ごろ～14時10分ごろの間）
発生場所	不明（熊本県天草市産島 <sup>うぶ</sup> 北東方沖）
事故の概要	漁船みき丸は、出港後、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成31年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 みき丸、4.3トン KM3-51180（漁船登録番号）、個人所有 11.45m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成6年2月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月10日 免許証交付日 平成30年11月26日 (令和6年7月12日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り～雨、風向 北～北東、風力 2 海象：海上 平穏、水温 約16℃
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で、平成31年2月11日07時50分ごろ天草市船津 <sup>ふなつ</sup> 漁港を出港した。 本件船長は、出港時、家族に対し、なまこを買い取る業者に電話を掛け、13時に船津漁港の本船係留場所に来るように伝えてほしい旨を告げていた。 僚船（以下「僚船A」という。）の船長（以下「船長A」という。）は、産島東岸沖の刺し網漁の漁場に向けて同島北東方沖を南西進中、10時50分ごろ右舷方に北東進する本船を認め、互いに手を挙げて本件船長と挨拶を交わした。

	<p>船長Aは、刺し網漁の作業を終え、船津漁港に向けて北東進中、11時10分ごろ左舷船首方に陸岸寄りを南西進する本船を認め、その後、本船の操舵室後部に立って操船している本件船長を認めたものの、距離が離れていたため、挨拶を交わすなどすることなく航行を続けて帰港した。</p> <p>本件船長の家族は、連絡を入れていた業者が12時30分ごろ本船係留場所付近の岸壁に来ているのを認め、13時までには帰港すると思っていた本船が帰港しないことが気になり、本件船長の携帯電話に連絡したものの、電話が通じなかったため、13時過ぎに別の僚船（以下「僚船B」という。）の船長（以下「船長B」という。）に様子を見て来てほしい旨を依頼した。</p> <p>船長Bは、本船がなまこを対象にした刺し網を設置してある天草市宮野河内湾にいるものと思って向かったがいなかったため、網目の大きな刺し網を設置する産島北東岸沖の漁場に向かっていったとき、本船が船首を南西方へ向けて梶木埼灯台北東方沖の定置網の設置場所に停船しているのを認めた。</p> <p>船長Bは、本船に向かい、14時10分ごろ本船船内に本件船長がいないことを確認し、落水したものだと思い、海上保安庁に通報するとともに漁業協同組合にもその旨を伝えた。</p> <p>本件船長は、漁業協同組合が組合員を集めて僚船による捜索を始め、その後、巡視艇等も加わって捜索が続けられたものの、発見されず、4月14日06時40分ごろ天草市新和町小宮地の海岸で、散歩中の付近住民によって発見され、医師により、死因は不詳と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、本船を発見した際、機関の電源スイッチが入っていたものの、クラッチが中立運転の位置付近にあって機関が止まり、燃料がほとんどなく、定置網の設置場所の鉄製パイプで囲われた生簀に付設のロープが推進器に緩く絡まっており、本件船長がふだん使用していた膨張式のベルト型救命胴衣が操縦席の上に置かれているのを認めた。</p> <p>本件船長は、出港時には黒いヤッケを着てズボンと長靴を履いていたが、発見された際、ズボンの上に胸当て付きカッパ（作業用救命衣や小型船舶用救命胴衣の機能を持ったものではない。）を着用し、救命胴衣を着けていなかった。</p> <p>漁業協同組合の担当者は、ふだん、本件船長が膨張式のベルト型救命胴衣を着用しているの見掛けていた。</p> <p>本件船長の家族は、本件船長から、産島北東岸沖の漁場に刺し網を1つ設置し、夕方に揚げる予定であることを聞いていた。</p> <p>船長Bは、本船が発見された後、本件船長の家族と共に産島北東岸</p>

	<p>沖に設置されていた刺し網を揚収し、その際、刺し網の両端に付ける浮子の一方とそれに繋がった浮子綱（刺し網と浮子を結ぶ綱）が、刺し網から200メートルほど西方に離れていることに気付いた。</p> <p>船長A、漁業協同組合の担当者、本件船長の家族及び船長Bは、本件船長が産島北東方沖を北東進した後に陸岸寄りを南西進した目的が分からなかった。</p> <p>本件船長の携帯電話は、本船発見時には船内になく、その後発見されていない。</p> <p>本件船長の家族は、出港時、本件船長がカップを着用していなかったが、ふだん、カップを着用したときは救命胴衣をあまり着けていなかったもので、本事故当時、宮野河内湾に設置していたなまこ用の刺し網を揚げるときに濡れないよう、カップを着用した際、救命胴衣を外したものと本事故後に思った。</p> <p>本件船長の家族は、本事故当時、本件船長の体調に問題はなかったが、右肩の腱を切っていたので右腕が肩よりも上がらない状態であり、泳ぐことが難しく、時期的にも長く海中にいることは無理な状況であっただろうと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長の死因は、不詳であった。</p> <p>本船は、11日11時10分ごろ本件船長が操船しているところを目撃された後、14時10分ごろ定置網の設置場所に無人で停船しているのが確認されたことから、この間において、本件船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、本船が生簀に付設のロープが推進器に緩く絡まって停船していたことや刺し網の浮子と浮子綱が刺し網から離れて確認されたことから、生簀の状態を確認していた際、若しくは設置した刺し網の状態を確認していた際に落水して溺水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本件船長は、右肩の腱を切っていたうえ、カップを着用して救命胴衣を着用していなかったことから、泳ぐことが難しかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が産島北東方沖において、本件船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で乗船する者は、特に注意して落水防止に努めること。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 甲板上で作業等を行う場合は、必ず救命胴衣を着用すること。</li><li>・ 単独で乗船する者は、不慮の落水に備え、防水型又は防水パックに入れた携帯電話やPLB（携帯用位置指示無線標識）を身に付けておくことが望ましい。</li></ul> |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

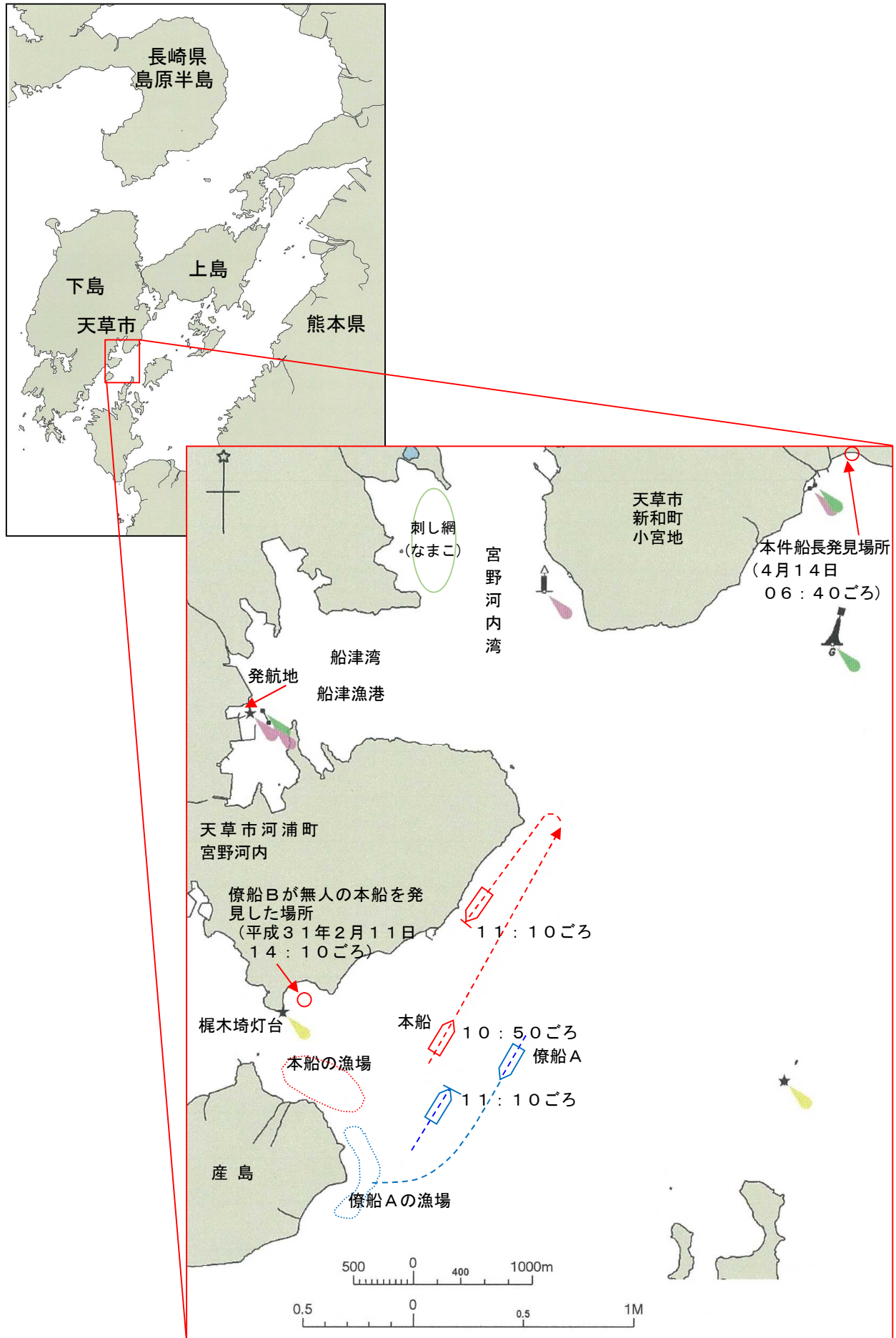


写真1 本船

